

# 【一時預かり】

無償化に伴って  
必要とされる事務  
(確認・支給認定・請求)

### 確認の趣旨

- 市は、幼児教育・保育の無償化（子育てのための施設等利用給付）を実施するにあたり、各園が給付対象となること、対象園に求める基準を満たしていることを把握するとともに、必要に応じて調査を行う。
- 所在の市町村が「確認」することにより、他の市町村においても効力を有する。  
⇒市内の園は、千葉市で「確認」を受けることにより、他市の「確認」は不要。
- 市は、無償化開始日（10月1日）までに、各園から確認申請を受け、無償化の対象園として「確認」したことを公表（公示）する必要がある。



無償化の対象は確認を行った園に限られる。

### 無償化に伴って必要とされる事務①

本市に確認申請書等を提出して頂くことが必要

### 必要書類

- 「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」
- 児童福祉法第34条の12の規定により届け出た一時預かり事業開始届及び変更届の写し
- 利用案内・パンフレット

### 支給認定の概要

- 園において利用者が無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要がある。
- 2号「保育の必要性の認定」には就労等の要件（認可保育所と同様 64時間以上／月の就労等）を満たす必要がある。
- 3号「保育の必要性の認定」に加え「住民税非課税世帯であること」の要件を満たす必要がある。



- 園側において、無償化に伴って必要とされる事務①確認を行ったとしても、各利用者が支給認定を行わない限り、無償化の対象とならない。



### 無償化に伴って必要とされる事務②

本市に支給認定申請書等を提出して頂くことが必要

### 皆様へのご依頼 ※別途依頼文参照

- 2号3号児童の保護者全員に対し周知文（本市で作成）を配布ください。
- 2号3号児童の保護者の内、一時預かり事業を利用される方がかつ要件を満たす見込みの方に対し、支給認定書等を配布し、区こども家庭課へ申請するようご案内をしてください。

### 請求事務の概要

- 支払いは3か月毎に償還払いで行う（年4回の支払い）。  
例）令和元年10月～12月分 → 1月に領収書等を取りまとめ → 3月に支払い
- 無償化の対象となる利用者が、実際に保育料の償還を受けるためには、請求書（利用者記載）のほか、「領収書」及び「提供証明書」が必要（法律上義務化）。



### 無償化に伴って必要とされる事務③

利用者に対し、「請求書」、「領収書」及び「提供証明書」を提供していただくことが必要。  
（領収書は、保育料と副食費の内訳を明記することが必要）



### 皆様へのご依頼

○利用者に対し「請求書」、「領収書」及び「提供証明書」を配布頂き、区こども家庭課へ提出するようご案内をお願いします。※認可外保育施設を併用し、当該施設で請求書の取りまとめが可能な場合は、当該施設へ提出することができます。

○**事務の詳細は様式含め後日説明**

# 【一時預かり事業】 利用料と副食費等の内訳イメージ

## 利用料（3歳以上児）

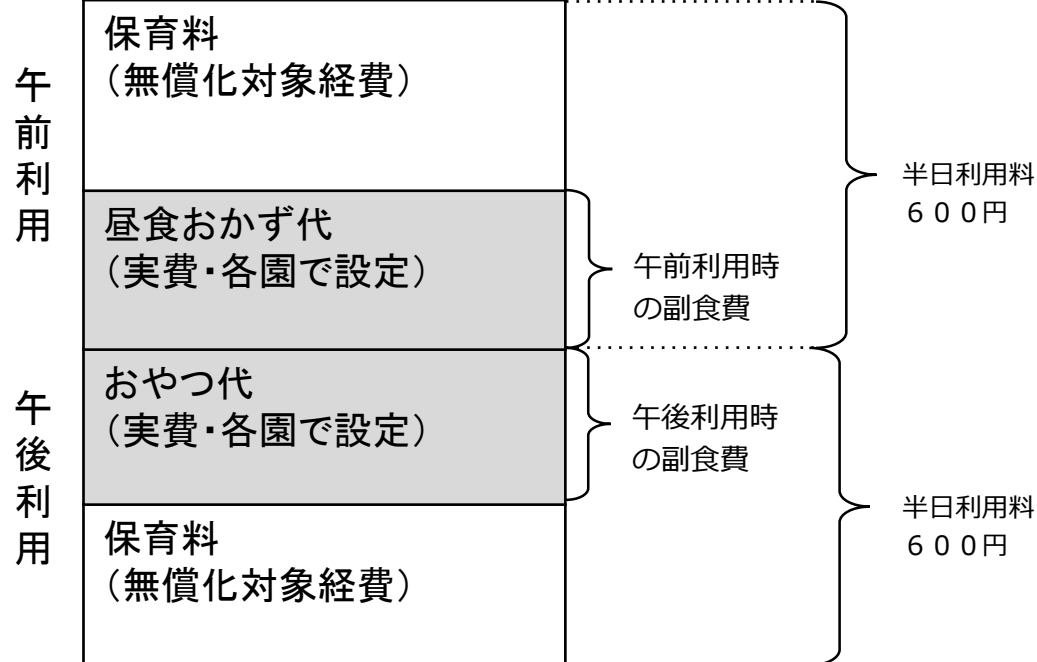
（各実施園で徴収する金額）

	不定期利用（日額）		定期利用（月額）	
	1日利用	半日利用	週3日利用	週2日利用
利用料（園での徴収金額）	1,200円	600円	13,500円	9,400円
うち、副食費（参考）	258円	193円（午前）、65円（午後）	3,096円	2,064円

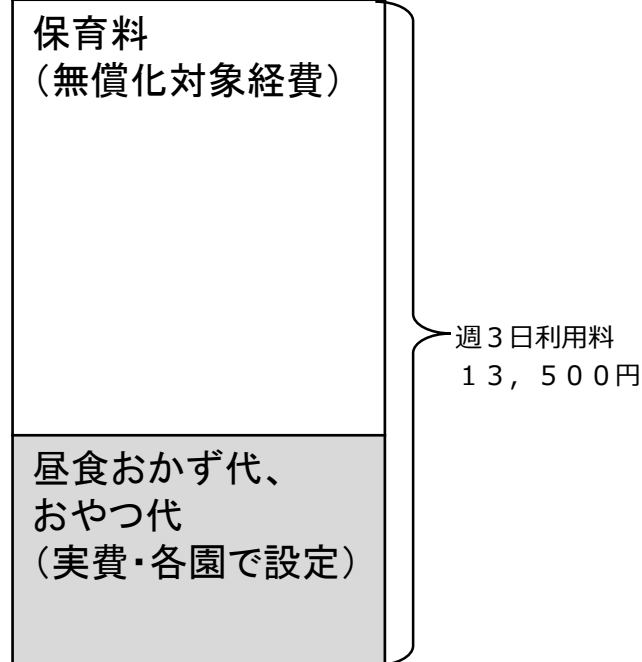
## 内訳イメージ

（利用料から副食費を差し引いた額が無償化対象額）

【不定期利用】



【定期利用（週3日利用）】



# 【一時預かり事業】事務フロー及びスケジュール

9月末までの流れ

①保護者に周知文を配布（7月下旬）

②確認申請書の提出（～7月末）運営課宛

③保育の必要性の認定申請書を提出  
（8月1日～9月10日）  
区こども家庭課宛  
※保育の必要性：就労月64時間以上等

④保育の必要性の認定通知書を保護者へ発送  
（～9月末）区こども家庭課

10月以降の流れ

⑤保育料（10月～12月分）を納付

⑥保護者に請求書、領収書、提供証明書を  
提供（1月）

⑦請求書、領収書、提供証明書を提出（1月）  
利用者から直接区こども家庭課に提出

※⑦ 認可外保育施設を併用し、当該施設で請  
求書の取りまとめが可能な場合は、当該施設  
へ提出も可能

⑧利用者へ直接支給（～3月末）運営課

※1月～3月分は請求に基づき6月末頃支給予定

利  
用  
者

園

千  
葉  
市

公  
示